

平成 26 年 4 月 1 日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加資格者 各位

高知市上下水道局 企画総務課

小規模工事現場代理人の兼務の取扱いについて

上下水道局発注の工事に関して、ホームページにて「現場代理人、技術者等に関する留意事項について（高知市上下水道局）」において、現場代理人の配置についてお知らせしましたが、高知市上下水道局の各工事所管課が発注する予定価格が130万円以下の工事（以下「小規模工事」という。）については、現場代理人が工事現場に常駐することを要しないこととし、小規模工事に配置している現場代理人が、他の小規模工事の現場代理人となる場合、及び上下水道局企画総務課が発注する予定価格が130万円を超える工事の現場代理人となる場合は、兼務として取扱いません。

なお、予定価格が130万円を超える工事同士では兼務として取扱うことから、特別な場合を除き、複数の工事の現場代理人となることはできません。

また、営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者は、予定価格が130万円を超える工事の現場代理人となることはできませんが、小規模工事については現場代理人となることが可能です。

ただし、いずれの場合も緊急時等には即時に、また適切に対応できる体制をとっておくことが必要です。